

佐賀県規則第17号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。
様式第11号その1、様式第11号その2及び様式第11号附表を次のように改める。

様式第11号その1（焼却施設用）

		産業廃棄物税		納入 納付	申告書	焼却施設用
						登録番号
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>						
年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	特別徴収 義務者又 は納税者	氏名又は名称及び代 表者の氏名		印		
		住所又は所在地				
		個人番号又は法 人番号(右詰で記載)				
	担当部所名及び担当 者氏名		(電話番号)			
		焼 却 施 設	名 称			
				所 在 地		
申 告 の 対 象 期 間		年 月 日 から		年 月 日 まで		
期間中における焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)						トン
条例第5条第1号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自己の製品の製造工程で利用している場合のその焼却施設への搬入等)						
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入等)						
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 - -						
のうち委託契約以外(自社排出分)による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)						
のうち委託契約による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 -						
この申告により申告納付(自己申告分)すべき産業廃棄物税額 (× 800円/トン)						円
この申告により申告納入(特別徴収分)すべき産業廃棄物税額 (× 800円/トン)						円

- 注 1 この申告書には、附表（ 、 欄の搬入量に関する明細書）を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量（重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量）を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入（納付）されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

様式第11号その2（最終処分場用）

		産業廃棄物税 納入 申告書		納付		最終処分場用	
				登録番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様		特別徴収 義務者又 は納税者		氏名又は名称及び代 表者の氏名 住所又は所在地 個人番号又は法 人番号(右詰で記載) 担当部所名及び担当 者氏名 (電話番号)	
		最終処分場		名 称			
				所 在 地			
申告の対象期間		年 月 日から		年 月 日まで			
		期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)				トン	
		条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 (天災その他の災害により排出された産業廃棄物の最終処分場への搬入)					
		課税標準となる産業廃棄物の搬入量 -					
		のうち委託契約以外(自社排出分)による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 (「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記)					
		のうち委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 -					
		この申告により申告納付(自己申告分)すべき産業廃棄物税額 (× 1,000円/トン)				円	
		この申告により申告納入(特別徴収分)すべき産業廃棄物税額 (× 1,000円/トン)				円	

- 注 1 この申告書には、附表(〃 欄の搬入量に関する明細書)を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量(重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量)を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨て

てください。

- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

様式第12号別表を次のように改める。

様式第14号その1、様式第14号その2及び様式第14号附表を次のように改める。

様式第14号その1（焼却施設用）

産業廃棄物税修正申告書

		登録番号	
受付印 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	納 税 者	氏名又は名称及び代 表者の氏名	印
		住所又は所在地	
		個人番号又は法 人番号（右詰で記載）	
		担当部所名及び担当 者氏名	（電話番号）
	焼 却 施 設	名 称	
		所 在 地	
申告の対象期間		年 月 日から	年 月 日まで
期間中における焼却施設への産業廃棄物の搬入量 （「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記）			トン
条例第5条第1号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 （自ら排出する産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、自己の製品の製造工程で利用している場合のその焼却施設への搬入等）			
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 （法令等により焼却処理が義務付けられている産業廃棄物の焼却施設への搬入等）			
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 - -			
のうち委託契約以外(自社排出分)による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 （「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記）			
のうち委託契約による焼却施設への産業廃棄物の搬入量 -			
申告納付すべき産業廃棄物税額（ ×800円/トン）			円
既に納付の確定した産業廃棄物税額			円
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 -			円

- 注 1 この申告書には、附表を添付して提出してください。
- 2 「搬入量」の欄は、計量した重量（重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量）を記載することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。
- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

様式第14号その2（最終処分場用）

産業廃棄物税修正申告書		登録番号				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日 佐賀県 県税事務所長 様	納税者	氏名又は名称及び代表者の氏名	印			
		住所又は所在地				
		個人番号又は法人番号（右詰で記載）				
		担当部所名及び担当者氏名	（電話番号）			
	最終処分場	名称				
	所在地					
申告の対象期間		年 月 日から 年 月 日まで				
期間中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量 （附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記）					トン	
条例第5条第2号の規定に該当することにより課税免除される搬入量 （天災その他の災害により排出された産業廃棄物の最終処分場への搬入等）						
課税標準となる産業廃棄物の搬入量 -						
のうち委託契約以外（自社排出分）による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 （「附表〔 〕欄の搬入量に関する明細書」の「*」欄から転記）						
のうち委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 -						
申告納付すべき産業廃棄物税額（ ×1,000円/トン）					円	
既に納付の確定した産業廃棄物税額					円	
この修正申告により申告納付すべき産業廃棄物税額 -					円	

注 1 この申告書には、附表を添付して提出してください。

2 「搬入量」の欄は、計量した重量（重量の測定が困難な場合は、体積から換算した重量）を記載

することとし、トン未満の端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください。

- 3 「税額」の欄は、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「既に納付の確定した産業廃棄物税額」の欄は、修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記載してください。
- 5 修正申告の場合、延滞金及び過少申告加算金が徴収される場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。